

— 静かな夜と空を返せ —

号外

# 原告団 NEWS

発行日：2013年3月7日 発行者：(団長) 浅野太三

連絡先：〒196-0001 東京都昭島市美堀町 3-13-1 TEL&FAX：042-542-5625  
http://www.geocities.jp/yokota\_nakusukai/

発行：第9次横田基地公害訴訟原告団 (E-mail：yokota9th@yahoo.co.jp)

## — 本日の予定 —

12：45 提訴前集会 (緑町北公園)  
13：10 入廷 (地裁 101 号法廷)  
13：30 原告側意見陳述  
原告代表 3 名  
弁護士 1 名

終了後 裁判所内で報告集会予定

※集会～地裁敷地に入るまでは、横断幕を掲げ、原告団の方は、たすき、ゼッケンをつけます。裁判所敷地内ではこれを外しますので、トラブルにならないようご協力ください。

## 第 1 回口頭弁論の内容は…

本日は、第9次横田基地公害訴訟・第1回目の口頭弁論となります。法廷の内容は、原告側の意見陳述が主です。原告を代表して3名の方が意見陳述を行い、原告側代理人1名が訴状をまとめた形で陳述を行います。

国側は、2月28日付で既に答弁書を提出しています。その内容は、私たちの請求に対し、却下(飛行差し止め、賠償の将来請求)ないしは棄却(その余の請求)を求めるというものでした。

### ◇原告を代表しての意見陳述①

最初に陳述を行うのは、立川市在住で副団長の中里博文さんです。陳述の内容は、おおよそ以下のようです。

(ご自分が現住所に居住するまでの経緯を述べた後)

…私の仕事は美術家です。自宅を仕事場にしていますので、ほとんどこの場所で暮らしています。

妻は、初めその音のすごさに驚き、呆れていました。こんな環境に人が暮らしていることに呆れたのです。そして、音の害もさることながら、飛行機エンジンからの排ガスの害をすごく気にしていました。気管が弱かったからでしょう。軍用機の排ガス対策は、どうなっているのかわかりません。飛行機というものには大量の燃料を使うそうですし、自動車の車検制度のようなものがあると聞いていません。最近の横田での、飛行頻度の多いのが、ヘリコプターとC-130輸送機ですが、そのC-130の排ガスの煙は真っ黒です。空中で拡散しているながらもはっきりと確認できるほどのものです。(添付写真①、C-130が6機離陸する時)

そのころ息子は2才ぐらいだったと思いますが、気管支喘息を発症していて、毎日吸入器がかかせませんでしたし、喘息



の発作を起こす事もたびたびでした。ジェット機の轟音に対して、特にひどい時は、パニックになり、頭をかかえてくるくる回ってしまうこともありました。小さな子には音の意味

が分からないでしょうから、突然何やら巨大なものに、襲いかかられたと思ってしまったのでしょう。親の勝手にこんな環境に連れて来られた子が、可哀想になりました。人間の感受性には個人差がありますが、子どもは一律に弱い立場にあり、感受性は敏感に繊細なものだと思います。

私自身何十年とここに暮らしてきましたが、騒音に対しては、けして慣れないと思います。ただひたすら我慢するしかないのです。ほどほどの音に対してなら、耳を塞げばまだなんとかしのげるのかもしれませんが、しかし、大きな音というのは衝撃なのです。目には見えませんが、ものが体当たりしてくるようでもあり、暴力的です。最近特に多い、ヘリコプターの飛行は、住宅街の上を低空で旋回するのです。ヘリコプターの飛行はゆっくりであり、その音は打撃音のように響いてきます。その飛行コースはいくつかあるようですが、そのうちのひとつは丁度私の家の真上です。高度は目測ですが、100mもないように思います。(添付写真②、及び添付地図

上にその時の飛行コースを描いてある。それを参照)その上、絶対に落ちてこないとは誰も言えません。その不安は音の衝撃を増幅しています。私は工作中、その音が近づく度に作業の手が止まり、上を見上げてしまう。そしてその度に、もしも何かあったらと思うのが癖になってしまった。危険な住宅街上空の飛行は、故意に行っ



ジンテストが3回行われ、合計12時間33分の間70～90 d B (A) の音量でエンジンテストが行われていた事実が明らかになっています。

このように傍若無人な行動をとっていたアメリカ軍に対し、これらの被害に我慢できない基地周辺住民は自分たちが築き上げた町を出ていくしかありませんでした。

前述の集団移転によって、基地周辺を出ていく住民の数が落ち着いたころ、出ていかなかった・出ていけなかった住民が中心となって、1976年に横田基地公害訴訟が始まりました。午後9時～翌朝午前7時までの飛行差し止めと損害賠償などを国に請求した裁判でした。住民が国を相手取って裁判を起こすことなど考えもしなかった人々が、「せめて子供や孫によい環境を残そう」との決意で始めたものでした。この訴訟は、第一次・第二次が併合され、第三次訴訟まで行われました。この裁判では、航空機騒音による被害が認められ、騒音コンター75WECPNL内に居住する原告に対し、被告である国に「損害賠償として慰謝料を支払え」との判決が出されました。一方、「せめて夜だけでも飛ばないでほしい」という飛行差し止め請求は、第三者行為論によって退けられました。

ところで、横田基地公害訴訟・第三次訴訟控訴審判決言い渡しの際、裁判長から異例ともいべき見解が述べられました。「住民側と国側は、地方公共団体も交え、話し合いを続けてほしい。」というものでした。この見解には、第一次・二次訴訟の最高裁判決が確定したあとの約半年にわたる第三次訴訟控訴審での和解交渉の結果が現れていました。和解交渉において、東京高等裁判所は、和解案として「国は、この違法状態を解消する責務を負う」と断じた上で、「午後10時から午前7時までの飛行禁止」「C5やC141の夜間飛行の禁止と低騒音化への改善努力」「正月三が日や休日・祝日の飛行の抑制」「騒音軽減の方策を協議するための住民参加の協議機関の設置」「損害賠償の支払い」などを示していました。結局、この和解案は原告側が受け入れを表明したものの、被告国側が受け入れを拒否することによって決裂しました。国は、高裁和解交渉が進んでいる最中の1993年11月に、1964年以降約30年ぶりの日米合同委員会での横田基地に関する合意事項の改定「午後10時から午前6時までの間の時間における飛行及び地上での活動は、米軍の運用上の必要性に鑑み緊要と認められたものに制限される。夜間飛行訓練は、在日米軍の任務の達成及び乗組員の練度維持のために必要とされる最小限に制限し、司令官は、夜間飛行活動をできるだけ早く完了するようすべての努力を払う。」を行うことでお茶を濁した形となりました。

横田基地公害訴訟は、第三次訴訟が1994年3月に控訴審の高裁判決で国と原告側が共に上告しなかったために確定しましたが、被害については何ら解決しませんでした。その後、国が基地被害に対しての抜本的な解決を図る努力をしなかった事で、周辺住民は次の裁判を起こさざるを得ませんでした。1994年に「横田基地飛行差し止め訴訟」、1996年に「新横田基地公害訴訟」が、相次いで提訴されました。前者の「勤務者や通学者の被害も加える」、後者の「被告に米国も加える」という内容を除いては、請求は基本的には同様の請求でした。これらの訴訟の判決も1994年に確定した横田基地公害訴訟

と殆ど変わりませんでした。被害がまだ継続していることも変わっていません。そして、既に横田基地公害訴訟に関する地裁・高裁・最高裁を含めた判決だけで11回の判決が出されました。

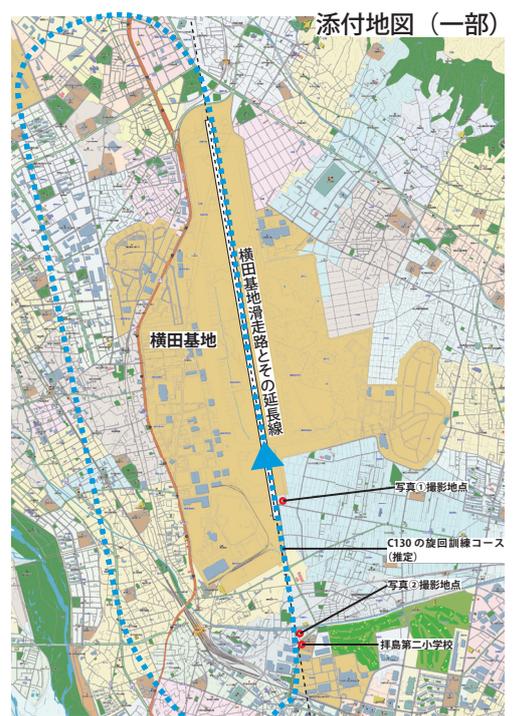
### 3. 現在の被害

現在の横田基地周辺での航空機騒音を中心とした被害は、常駐機C130やC12、UH1Nによる旋回訓練や離発着音、飛来機による離発着騒音、飛行機の暖気運転やエンジンテストによる地上音が主ですが、飛行機の排ガスによる大気汚染も心配されています。

例えば、常駐機C130が行う旋回訓練は、機体を傾けて旋回する飛行機の態勢自体が危険を伴うものですし、基地の周りを約5分で1周するコースでの旋回訓練が始まると、絶えず音が鳴り響いているという状況を周辺にもたらしめます。また、夜になると、飛行機のライトが家の中に差し込み、住民を驚かす結果となります。

また、最近よく行われるようになった基地内を目標けてのパラシュート降下訓練は【添付写真①】のようですが、C130がパラシュート部隊を基地上空で降下させた後に、基地周辺を旋回するという方法を繰り返します。このような訓練が毎日行われているわけではありませんが、基地周辺に民家が建っている場所で狭いポイントを目標けてのパラシュート降下訓練は危険なものです。強風が吹けば基地外に落下することも考えられるからです。実際に、物資投下訓練の際に、基地外に落ちてしまったこともあります。C130は全長約30mの4発ターボプロップ式中距離戦術輸送機で、横田基地に常駐し、旋回訓練を行う際には、周辺住民にとって最も被害感の大きい飛行機です。飛行コースは、【添付地図】のように基地西側の地域で行われることが多いことが見て取れます。

常駐のヘリコプターUH1Nによる旋回訓練は、基地東側のコースで行われることが多いで



ているようにしか見えない。いつも飛んでいる住宅街エリアより、遥かに広い基地の上空を飛ばないかと思う。飛行機とヘリコプターが、エリアを分けている為に、ヘリコプターの飛行エリアが基地の外に出てるといふのなら、納得できません。飛行機とヘリコプターが同時に飛んでいるのを見た事がないからです。

もう一つ悩ましい騒音に、エンジンテストもしくは、暖気運転の音があります。これは早朝に多いのですが、長い時間、大きいうなり声のように続くし、変則的に変化する音は、不安感を募らせます。この音に対して害を被っているものがあることなど、微塵にも思っていないだろうというふうに、エンジンを噴かしているとは思えません。

私が常々思っているのは、同じ音でもその音の持つ意味を、意識せざるをえないということです。軍事基地とは戦争を前提にして、存在しているものです。メディアなどでみる、アメリカ軍の戦闘シーンであったり、攻撃を受けて破壊された街の瓦礫、誤爆による負傷した市民などの映像、そんな無残な情景が、この横田基地を離陸する、飛行機の爆音に重なってしまうのです。それが音の持つ意味です。過剰反応と言われれば、その通りかもしれませんが。

私は、日本の平和憲法が軍隊を放棄し、力をもって紛争の解決を行わないことを誓ったことに、大変誇りに思っていますが、この国の実態は、遠くかけ離れています。そして、このすばらしい平和憲法を、提供したアメリカといえば、最悪で、力こそすべてとばかりに振る舞っています。そして、それにただ追従する日本の状態を、残念に思っています。私のほんとうの希望は、米軍だろうと、自衛隊だろうと、軍事基地はただちになくして欲しいのです。力を力で押さえるような手段は、時代錯誤です。日本は大変な痛い思いをして、戦争の非合理性を学んだはずです。ただちにとというのが無理でも、少しずつでも軽減し、やがてゼロにするというような結論を、導き出していたいただきたいと、切にお願い致します。

#### ◇原告を代表しての意見陳述②

次に陳述を行うのは、瑞穂町在住で会計担当の渡辺悦男さんです。陳述の内容は、おおよそ以下の通りです。

(ご自分が現住所に居住するまでの経緯を述べた後) …瑞穂に住むようになって子供が生まれ、両親と私たち親子4人の6人の家族になりました。この頃は、飛行機の騒音で電話の会話が中断したり、子供たちが勉強に集中できなかつたりする被害を受けていました。また、テレビの画像が乱れることもしばしばありました。あまり騒音がひどいので、1988年(昭和63年)に、防音工事を2部屋実施することにしました。その部屋は両親の寝室と仏間だったので、私たち親子はその恩恵にはあずかれませんでしたが、しかし、両親は「防音工事は、あまり効果がない。」とも言っていました。

これらの経験を経て、1994年(平成6年)の「横田基地飛行差し止め訴訟」に原告として参加しました。

現在の基地被害について述べます。

【添付地図】のように、私の家は、ヘリコプターが基地北側を旋回訓練するコースの内側にあります。そのため、ヘリコプターの旋回訓練が始まりヘリが近づくと、騒音で1~2分間は通常の声では会話ができず、また、約3~4分で1周してくるので、長時間にわたって被害が続く結果となります。

また、現在、シルバー事業団の仕事で、週に1回は横田基地北側約1kmの地点にある会社敷地内の除草作業をしています。ここは横田基地を北に離陸する・北から着陸する飛行機が必ず通る地点で



すので、これらの騒音被害を受けています。中でも常駐する輸送機C130の被害が最も大きいと思います。C130が旋回訓練を始めると、私たちは、その騒音と真っ黒な排気ガスにさらされます。C130は、私たちが働く場所の真上を通ると左旋回して羽村市、福生市を南下、昭島市内を左旋回して横田基地滑走路延長線を北上して、約5分で戻ってきます。そして、これが繰り返されるのです。もちろん、この音は自宅にいるときも聞こえてきます。

また、私は、趣味のスポーツとしてソフトボールをしていますが、試合会場の多くが瑞穂町の四丁目グラウンドと九丁目グラウンドであるために、騒音で試合が中断することがたびたびです。どちらのグラウンドも基地滑走路北端から国道16号線をはさんだすぐ向かいの位置にあるからです。そして、試合が中断することにより流れが変わり勝負に影響する場合があります。

このように瑞穂町を中心に暮らしていれば、どこにいても同様の被害にあうのです。

私は、小学校と中学校は福生、高校は五日市(当時)、就職して勤めた会社が青梅市で、横田基地に隣接する西多摩地域で72年間を過ごしてきました。これからも、慣れ親しんできたこの地を出ることはないと思います。

私は、裁判所に、以上のように長きにわたり米軍の飛行騒音に苦しんでいる基地周辺住民の気持ちを受けとめた判決を出していただきたく要望いたします。

また、裁判所が、日本国政府がアメリカ軍に問題解決を働きかける方法を示していただければ幸いです。

#### ◇原告を代表しての意見陳述③

原告で最後に陳述を行うのは、昭島市在住で事務局長の福本道夫さんです。陳述の内容は、おおよそ以下の通りです。

##### 1. はじめに

(ご自分の現住所に移るまでの経緯、及び横田基地の変遷と被害の変遷について述べます。)

##### 2. 裁判提起と現在までの経過

私が小学生のころ、1960年前後の記憶に残っている音は、上空を通る飛行機の通過音もそうですが、それ以上に、一日中鳴り響くエンジンテスト音でした。機体からエンジンを外して行うエンジンテストは長時間にわたって行われ、隣の人と話をしようにも耳のそばに口を近づけて怒鳴らないとできないという状況を作り出していました。そのころより後の1966年10月27日の昭島市の記録ですが、この日はエン

すが、この様子については、中里、渡辺の陳述で述べたとおりです。

飛来機による飛行騒音の被害については、原告のうち、基地から遠い地域の方が多く感じているものです。横田基地は輸送機の中継基地として機能していますが、そのためにC5やC17という大型の軍用輸送機だけでなく、民間輸送機やチャーター便の旅客機も多く飛来します。特に大型輸送機は、急な降下や離陸ができないため、遠くから低空で進入し、離陸の際にも一定の高さに至るまでに時間がかかります。その中でも最大級の輸送機C5は、地響きを立てて遠くからやってくる感じで、その機影を確認する以前にC5がやってきたことがわかるほどです。

また、最近、横田基地に常駐しているのではないかとと思われるほど頻りに飛来しているC17は、ときどき、旋回訓練をしていることが目撃されています。C17は全長約53m、全重量約265tという大きな機体ですが、この大きさの飛行機が住宅密集地の上を、機体を傾けて旋回すること自体、無謀な飛び方であると言うしかありません。

先ほど述べたC130による旋回訓練は昼間も行われますが、夕方から夜にかけての午後10時近くまで行うことも多く、夕食時をはさんだ一家団欒の時間帯の旋回飛行訓練は、家庭生活をかき乱します。また、昼間の訓練は、基地周辺の学校に通う子供たちに対しても被害をもたらすものです。飛行騒音が子供たちの学習意欲をそぐだけでなく、【添付写真②】のように、排ガスによる大気汚染の影響も予想されるところです。

ここ数年間の横田基地の使用態様について、自衛隊の移転による基地の共同使用は別として、変化

が見られるようになりました。それは、以前に増して訓練地として使われるようになったことです。先ほど述べたパラシュート降下訓練と同様の訓練を行うために、沖縄の部隊も来るようになりました。また、「緊急管理演習」「運用即応演習」などの名前のついた訓練も頻りに行われています。

私は、うるささ指数によって線引きされた75WECPNLの外側に居住していますが、家の中にいても、横田基地に離着陸する飛行機の音や旋回訓練を行うC130、ヘリコプターUH1Nの真上通過によってテレビ音がかき消されるほどです。また、私が普段生活している空間＝買い物やボランティアなどの活動地域は横田基地の飛行機の飛び交う地域が中心ですので、常に騒音や排ガスの被害、墜落等の危険にさらされていると言ってよいと思います。

#### 4. 最後に

このような被害を受けている私たちは、被害住民の抜本的な救済に向けて国が努力しない限り、何度も裁判所に助けを求められないのです。

今、全国で、基地被害からの救済を求める同様の裁判が、

横田基地を含めて6箇所で行われています。沖縄県嘉手納基地、沖縄県普天間基地、山口県岩国基地、石川県小松基地、神奈川県厚木基地周辺住民が起こしている裁判です。それぞれの原告数を総計すると、実に35,000名以上になります。

初めて訴訟が起きた岩国以外は、すべて数次にわたって行われている訴訟で、判決の数はおよそ30回になります。結局、どの訴訟の判決でも、加害行為の違法性を認めているにもかかわらず、裁判所が抜本的な解決の道を示していないがために、何度でも何年でも裁判を続けるしかない状況になっているのです。

今後の法廷の中で論じられることと思いますが、被告である国は、私たち住民の被害がいかに軽微であるか、今までの裁判の中で損害賠償の基準として採用されたうるささ指数を示すコンターをいかに狭くすべきか、周辺対策に使った費用がいかに多いか、さらに米軍機の飛行差し止めは国の安全を守るためにできないことなどを主張してくるのではないかと思います。しかし、これらの主張は本末転倒だとは言えないものです。

本来、国民の安全で安心な生活を守るべき国が、国によって危険にさらされている国民に訴えられていることの不自然さを考えてみてください。米軍の不法な行為が治外法権的に許されており、米軍の行為に対し日本国政府が何も言うことができない事実があることを国が認め、修正しようと努力することが、35年以上続けられてきた訴訟の解決に向けて、最も大事なことなのではないでしょうか。また、このような裁判が繰り返され、何度も行われるようでは、裁判所の存在価値も問われかねません。

私の父は1976年に始まった横田基地公害訴訟の呼びかけ人であり、団長でした。地元の子供会活動やPTA活動では常に中心となり、町の発展・活性化に力を尽くし、基地の被害に対しては、子供達の被害を少しでも少なくしてもらおうと文部大臣に直訴し、飛行直下の昭島市立拝島第二小学校の二重窓防音工事を実現させるなどした人でした。しかし、第4次目となる横田基地飛行差し止め訴訟の控訴審の審理が続けられていた2005年に飛行直下の病院で息を引き取りました。この町をつくり、尽くし、この町にこだわってきた基地周辺住民は、このように、被害の中で暮らし、被害の中で死んでいくことになるのです。

裁判官の皆さん、どうか、このような裁判はこれで最後としてください。また、私たち基地周辺住民も日本国民であり、その生活は守られるべきであるという観点で裁判を進めてください。この37年間、この裁判にかかわってきた住民の一人として、切にお願いするものです。

**第9次横田基地公害訴訟原告団、横田・基地被害をなくす会の総会を、以下の日程・場所で開催します：開催時刻は予定**

5月19日（日）午後1時30分～（原告団）

同日 午後3時～（なくす会）

場所：昭島市立武蔵野会館（JR中神駅北口徒歩4分）

詳細はNEWSでお知らせします。